○国土交通省令第　　号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十二条の七十一第二項（第百三十二条の八十三において準用する場合を含む。）において準用する百三十二条の七十第一項後段及び第三項第五号並びに第百三十二条の七十二（第百三十二条の八十三において準用する場合を含む。）の規定に基づき、無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和九年　　月　　日

国土交通大臣　井林　辰憲

無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令の一部を改正する省令

無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（令和四年国土交通省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（登録の更新） 第四条の二　法第百三十二条の七十一第一項の登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間が満了する日の三月前までに登録更新申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 ２　前二条（第三条第一項第四号を除く。）の規定は、法第百三十二条の七十一第一項の登録の更新について準用する。	（新設）
（無人航空機講習事務の実施基準） 第六条　法第百三十二条の七十二の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一～六　（略） 七　登録講習機関は、毎事業年度（無人航空機講習を行わなかった事業年度を除く。）、外部の者による監査の受検により、当該登録講習機関における無人航空機講習が適切に行われていることを確認すること。 八　登録講習機関は、前号の規定による監査の結果（是正措置が必要な場合にあっては、当該是正措置の内容を含む。第十四条第五号において同じ。）を、当該監査が終了した日から一月以内に国土交通大臣に報告すること。 九　（略）	（無人航空機講習事務の実施基準） 第六条　法第百三十二条の七十二の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一～六　（略） 七　登録講習機関は、毎事業年度、外部の者による監査の受検により、当該登録講習機関における無人航空機講習が適切に行われていることを確認すること。 八　登録講習機関は、前号の規定による監査の結果を、当該監査が終了した日から一月以内に国土交通大臣に報告すること。 九　（略）
（無人航空機更新講習事務の実施基準） 第十四条　法第百三十二条の八十三において準用する法第百三十二条の七十二の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一～三　（略） 四　登録更新講習機関は、毎事業年度（無人航空機更新講習を行わな	（無人航空機更新講習事務の実施基準） 第十四条　法第百三十二条の八十三において準用する法第百三十二条の七十二の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一～三　（略） 四　登録更新講習機関は、毎事業年度、外部の者による監査の受検に

かった事業年度を除く。）、外部の者による監査の受検により、当該登録更新講習機関における無人航空機更新講習が適切に行われていることを確認すること。

五・六　（略）

（準用）

第十七条　第三条から第五条まで及び第七条から第十三条までの規定は、法第百三十二条の八十二の登録、登録更新講習機関、無人航空機更新講習事務及び無人航空機更新講習事務規程について準用する。この場合において、第八条第一号中「入学」とあるのは「受講」と、第十二条第一項第二号中「入学申請」とあるのは「受講申請」と、同条第二項中「入学申請書」とあるのは「受講申請書」と読み替えるものとする。

より、当該登録更新講習機関における無人航空機更新講習が適切に行われていることを確認すること。

五・六　（略）

（準用）

第十七条　第三条から第十三条まで（第六条を除く。）の規定は法第百三十二条の八十二の登録、登録更新講習機関、無人航空機更新講習事務及び無人航空機更新講習事務規程について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条第一項	法第百三十二条の八十二条の六十九	無人航空機講習
第三条第一項第二号及び第四号並びに第二項第三号、第四号及び第五号、第四条第二号、第八条第三号、第四号及び第六号並びに第十二条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第二項		
第三条第一項第三号並びに第二項第三号及び第四号	法第百三十二条の七十第一項	法第百三十二条の八十三において準用する法第百三十二条の七十第一項
第三条第二項第六号	法第百三十二	法第百三十二条の八十三

	条の七十第二項各号	第三条第三項、第四条第二号、第五条、第七条第一項、第八条第一号から第四号まで及び第六号、第九条、第十一条第一項、第十二条第一項各号及び第二項並びに第十三条	第三条第三項	第四条	第四条第一号、第八条第八号、第九号及び第十一号、第九条第一号並びに第十三条	第七条第一項	第八条
において準用する法第百三十二条の七十第二項各号	登録講習機関		第五条	法第百三十二条の七十第三項第五号	無人航空機講習事務	法第百三十二条の七十三	法第百三十二
登録更新講習機関			第十七条において準用する第五条	法第百三十二条の八十三において準用する法第百三十二条の七十第三項第五号	無人航空機更新講習事務	法第百三十二条の八十三において準用する法第百三十二条の七十三	法第百三十二条の八十三

条の七十四第二項	において準用する法第百三十二条の七十四第二項	
第八条第一号並びに第十二条第一項第二号及び第二項	入学	受講
第八条第七号	登録講習機関管理者	登録更新講習機関管理者
第九条及び第十三条	法第百三十二条の七十五	法第百三十二条の八十三において準用する法第百三十二条の七十五
第十条	法第百三十二条の七十六第二項第三号	法第百三十二条の八十三において準用する法第百三十二条の七十六第二項第三号
第十一条第一項	法第百三十二条の七十六第二項第四号	法第百三十二条の八十三において準用する法第百三十二条の七十六第二項第四号
第十二条	法第百三十二条の八十	法第百三十二条の八十三において準用する法第百三十二条の八十

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和九年二月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に航空法第百三十二条の六十九の規定による登録を受けている登録講習機関であって、令和九年四月三十日までの間に当該登録の有効期間が満了するものについては、この省令の施行後最初に同法第百三十二条の七十一第二項において準用する同法第百三十二条の六十九の申請をする場合に限り、この省令による改正後の無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（次項において「新省令」という。）第四条の二第一項中「日の三月前」とあるのは、「日」と読み替えるものとする。

２　この省令の施行の際現に航空法第百三十二条の六十九の規定による登録を受けている登録講習機関であって、令和九年五月一日から同年七月三十一日までの間に当該登録の有効期間が満了するものについては、この省令の施行後最初に同法第百三十二条の七十一第二項において準用する同法第百三十二条の六十九の申請をする場合に限り、新省令第四条の二第一項中「登録の有効期間が満了する日の三月前」とあるのは、「令和九年四月三十日」と読み替えるものとする。

３　前二項の申請については、当該登録の有効期間が満了する日までにその申請について処分がされ

ない場合は、従前の登録は、その有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

4　前項の場合において、登録の有効期間の更新がされたときは、その有効期間は、従前の有効期間が満了する日の翌日から起算するものとする。